

犯罪被害者参加制度の施行 ～刑事裁判制度との調和～

犯罪被害者参加制度及び損害賠償命令制度が一二月一日から施行される。前者は、一定の重大犯罪の被害者等から請求があった場合、裁判所はこれらの人達に、①刑事公判期日への出頭、②証人尋問、③被告人質問、④事実又は法律の適用についての意見陳述等を許可することができるとするものであり、後者は、被害者等から申立てがある場合は、刑事裁判手続きの中で損害賠償命令が発せられるというものである。勿論、①～④の行為の許否は被告人や弁護人の意見を聞いたり、犯罪の性質、審理の状況等を考慮して決められるのであるが、被害者等が検察官や弁護人とは別の立場で刑事裁判に参加したり、刑事裁判手続きの中で本来民事に属する損害賠償命令を被告人に発することは従来の刑事裁判制度の大きな変革であることは確かである。

近代刑事裁判制度は、国家が刑罰権を独占し、私的制裁を禁じ、被疑者・被告人の無罪推定という大原則の下に国家刑罰権の発動の是非を判断する手続きとされている。即ち、その本質は、私的制裁や被害回復を超えて、無実のものを誤って処罰する危険を回避し、刑罰法令に触れる行為をした者には適正な刑罰を言渡すための人権保障のシステムである。

他方、被害者が被疑者・被告人に対して厳しい報復感情を抱き、厳罰を求めるのも極めて自然な感情である。また、被害者は、深刻な精神的被害と多大な経済的損失を被ることも確かである。従来の刑事手続の中では、被害者の被害感情は、捜査段階における警察官や検察官に対する供述調書を通して公判に提出されたり、証人として出廷してその心情を述べたり、意見陳述をするに止まっていた。また、損害の回復は民事裁判等を通して解決するしかなかった。

今回施行される制度は、一定の制約はあるものの、刑事裁判手続きに、犯罪被害者等を独自の立場で参加する途を開いたという画期的な制度である。しかし、その運用は前述の近代刑事裁判制度の本質を変容するものであってはなら

ない。これまで、近代刑事裁判制度の下で数々の無実の者が救われてきたし、適正な事実認定がされ、適正な量刑がされてきたことを考えると、この制度が人権保障の最後の砦として私達に安心できる生活を保障してきたと言えるのである。そのため、被害者参加制度は、三年後にその運用について検討することになっている。

ところで、裁判員制度が来年五月より施行される。裁判員は、裁判官・検察官・弁護士・被告人に加えて犯罪被害者等やその委託を受けた弁護士のいる法廷に臨むことになる。裁判員候補者である一般市民の皆様にも近代刑事裁判制度と犯罪被害者参加制度との関係について深い御理解を頂き度い。尚、一定の資力要件に該当する犯罪被害者は法テラスを通して国費により弁護士に委託できることも付言させて頂く。

【平成20年11月6日 静岡新聞 朝刊 掲載】